

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市病院事業局が、社会福祉法人けやき苑から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第３号の規定により公表する。

令和７年３月３日

富山市病院事業管理者 石田 陽一

- 1 契約の件名
屋外清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
富山市病院事業局契約出納課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和７年３月３日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山県富山市蜷川１５番地
社会福祉法人けやき苑
- 5 契約金額
２７，５００円（税込）
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。